

## 秩父別町「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

秩父別町長 澁谷 信人

### 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
秩父別区域 日の出地区  
穂栄地区  
北新地区  
稲豊地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 6 年 3 月 2 2 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
法人 1 6 経営体  
個人 9 1 経営体  
合計 1 0 7 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農地中間管理機構の活用を農業委員会と連携しながら農業経営の効率化・担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく。
- 6 地域農業の将来のあり方  
地域の中心となる経営体に農地の集積・集約化を図り、作業の効率化を目指すとともに、新規就農者の育成・支援に努める。